

議第 68 号大分市幼保連携型認定こども園の学級編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議第 69 号大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、及び、議第 70 号大分市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、以上 3 つの議案に対して反対討論を行います。この議案に対する厚生常任委員長報告は承認です。

この 3 つの条例改正案は、社会問題化している待機児童問題の一因に保育士の不足があるとして、それを解消するための国の規制緩和規制を緩和に伴い、本市の基準を緩和して保育士の資格を持たない小学校教諭、幼稚園教諭、養護教諭を保育の現場に従事できるようにしようとするものです。

2003 年に児童福祉法の改正があり、保育士が国家資格になり、保育士資格の定義が変わりました。それまでは、保育士資格証明書を持っていれば、児童福祉施設で保育士として働くことができていましたが、改正後は、保育士として働くには、業務に就く前に都道府県知事に対し登録申請手続きをして、保育士証の交付を受けてからでないと、保育士として働くことができなくなりました。

つまり、保育士証を持っていないと保育士とはみなされないということです。保育の専門職としてのニーズが高まったことと同時に、保育士は専門性の高い職業であるということが、法制上も示されるようになったのです。

また、それまでは保育士の資格は政令で定められていましたので、資格のない者が保育士を名乗ったとしても罰則規定はありませんでした。しかし改正以後は専門職としての保育士の資格及び職務が、児童福祉法という法律によって法定化されるとともに、無資格者が保育士を名乗ることが禁止され、法律に違反した者には罰則が科されることになりました。それほどに保育士の専門性には高いものが要求されるようになっていたということです。それは、保育の現場で重大な傷害事故や死亡事故が生じている状況に危機感を感じていた、多くの子育て中の国民の皆さんに安堵の胸をなでおろさせる施策として、当を得た政策でもありました。

確かに、待機児童の解消は政治の責任上、あるいは自治体の責任として、最重要の課題です。しかも、保育の現場が保育士の待遇の悪さから、慢性的な保育士不足状態にあることは社会問題であると同時に、基礎自治体の焦眉の急の行政課題でしょう。保育士不足を解消しなくては、いくら保育施設を充実させても待機児童の解消には至らないということ

も自明の事実なのです。

しかしながら、だからと言って安易に保育を担う職員の頭数をそろえる事だけを念頭に
した、今回の条例改正のような規制緩和は許されません。保育士資格を取るために必要な
必修科目を、幼稚園教諭資格取得のためのそれと比較しますと、幼稚園教諭の資格取得の
ための必修科目に「乳児保育」という科目はありません。これは資格取得のために就学す
る専門学校、短大、大学のいずれの場合でも同じであり、小学校教諭・養護教諭の場合も
おなじです。

実際に働いている保育士のほとんど全員が幼稚園教諭の資格を有しているのに対して、
幼稚園で働いている幼稚園教諭の大部分は保育士の資格を持っていません。なぜ保育士で
なく幼稚園教諭を志向したのか、その理由を聞くと、それは単に必修科目が保育士の方が
多いということだけでなく、例えば子どもが好きでも2歳以下の乳児や小さな子どもの世話
に自信がなく、乳児保育はしたくないことから幼児教育だけを選択して、幼稚園教諭にな
ることを選択しているという答えがもっとも多く返ってきます。

2歳以下の乳幼児の扱いには、そのための専門知識が必要であることは、保育士資格を
定義している児童福祉法自体がそれを証明しています。それが、この条例改正によって規
制緩和されてしまえば、幼稚園教諭や小学校教諭が、それまで本人たちが乳児保育の現場
で働くことを考えていなかったため、保育士になるための単位を取得していなかったにも
関わらず、乳児を含む保育の現場で働くことが可能になるのです。それが個々人の保育
現場の窮状に同情するという善意の選択であったとしても、保育現場で働き、専門知識の
不足から、あつてはならない事故・事案を引き起こした場合、自治体の行政責任はもちろ
んですが、その幼稚園教諭・小学校教諭も刑事責任を問われ、民事訴訟による賠償責任か
らも逃れることはできません。

近年、幸いにも大分市では保育現場での重大事故は起きていませんが、全国的に見ると
昨年だけでも保育現場で起きた事故で、乳児5人を含む6人が亡くなっています。専門性
を有している保育士のもとでも、これまでそういった事故を無くすできていないので
す。今、単純に待機児童解消効果だけを期待して、徒に保育の専門性を有していない教諭
たちに、乳児保育をさせることにつながりながら条例改正をして、大切なわたしたち共通の宝で
ある子どもたちを、危険にさらそうというのは到底看過できることではありません。

この条例改正案が可決されれば、そのことで本市の保育現場で取り返しのつかない事故

が起きる危険性を増大させてしまうことは、火を見るより明らかです。問題は当事者だけにとどまらず、大分市の保育行政に対する信頼を根底から失わせかねません。この改正案を成立させてしまえば、わたしたちの議会、わたしたち議員の責任も免れることはできません。わたしたちが全員一致で成立させた「大分市子ども条例」の精神にも反し、取り返しのつかないことになると、わたしは非常に強く危惧しています。

よって、議第 68 号大分市幼保連携型認定こども園の学級編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議第 69 号大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、及び、議第 70 号大分市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について反対致します。